

石川県高等学校総合体育大会 開催基準要項

- 1 名 称 石川県高等学校総合体育大会
- 2 開催主旨 本大会は高等学校教育の一環として生徒に広くスポーツ実践の機会を与え技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、友情と協調精神を培うものとする。
- 3 主催・共催・後援および主管
 - (1) 本大会の主催は石川県高等学校体育連盟および石川県教育委員会とする。
 - (2) 競技種目別大会には共催として開催地教育委員会または当該競技種目の県協会もしくは県連盟を加えることができる。
 - (3) 競技種目別大会の後援には本大会開催の趣旨に賛同する報道機関を加えることができる。
 - (4) 競技種目別大会の主管は県高体連の種目別専門部とする。
- 4 開催期間
 - (1) 夏季大会は原則として毎年6月第一週に開催することとし、開催日数は4日を超えないこととする。ただし、水泳競技については北信越大会参加申込期限を参考に決定する。
 - (2) 冬季大会は(ラグビー・駅伝競走・スキー) 全国高校総体参加申込期限を参考に決定する。
 - (3) 参加チーム数・個人数が多い場合は地区で予選会を実施してもよい。ただし、予選会を大会開催日数4日に含めるものとする。
- 5 参加資格
 - (1) 石川県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該学校長が参加出場を認知した者であること。
 - (2) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。

(〇〇年部分は、令和3年度は平成14年、令和4年度は平成15年、令和5年度は平成16年、以下令和6年度は平成17年…)
 - (3) チーム編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
 - (4) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。

- (5) 転校後6ヶ月未満の者は出場できない。ただし、一家転住などの場合で、石川県高等学校体育連盟会長が許可した者は、この限りでない。
- (6) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、学校長の承認を必要とする。
- (7) 定・通制の生徒がこの大会に出場する場合は、定・通制体育大会には出場できない。
- (8) 参加資格の特例
 - 全国高等学校総合体育大会開催基準要項 [12-(8)] 並びに [大会参加資格の別途に定める規定] に準ずる。
- (9) 生徒減による複数校合同チームでの大会参加は、以下の条件を満たした場合、当該競技の大会要項により認めることがある。
 - ア 通常の練習が可能な地域での合同チームを原則とする。
 - イ 当該両校の学校長が参加を認めること。(当該両校の学校長印押印の申込書提出)
 - ウ 各専門部・顧問会議での承認を得ること。
 - エ 上位大会の予選会を兼ねている場合でも、上位大会への出場権はない。
 - オ 大会参加にはそれぞれの学校の顧問が引率をすること。
 - カ チーム名は学校連名とする。
 - キ 合同チームによる大会参加の申込があった場合、各専門部より県高体連へ大会前に連絡すること。

6 大会役員 石川県高等学校総合体育大会役員編成基準による。

7 競技方法 本大会は、学校対抗競技とし、別に個人競技を併せて実施することができる。

- 8 表彰
- (1) 各競技種目(各専門部)ごとに、上位入賞チームまたは個人を表彰する。
 - (2) 学校ごとに男子総合得点および女子総合得点のそれぞれ上位3校、ならびに、男女総合得点の上位3校を表彰する。
 - また、小規模の学校(12学級以下及び生徒数500名以下)の中で、男女総合得点が最も上位の学校に敢闘賞を与え表彰する。
 - (3) 総合得点の算出方法は、県高体連の総合優秀校表彰規定による。

- 9 参加申込
- (1) 参加する高等学校は、専門部で定めた様式により、定められた期日までに申し込む。
 - (2) 専門部は県高体連事務局へ大会開催前日までに参加申込書の写しを1部送付

する。

10 実施要項

- (1) 種目別実施要項は専門部で本大会開催基準要項により作成する。
- (2) 本大会開催期日の20日前までに種目別実施要項2部を事務局に提出する。
- (3) 大会実施要項に記載する内容は次のとおりとする。
 - (1) 主催名 (2) 共催名 (3) 後援名
 - (4) 主管名 (5) 開催期日・曜日 (6) 会場名
 - (7) 日程 (8) 競技規則 (9) 競技方法
 - (10) 参加資格 (11) 申込方法 (12) 参加制限
 - (13) 参加料 (14) 表彰規定 (15) 連絡事項

11 プログラム

- (1) 総合プログラムは県高体連で作成し、各加盟校に配付する。
- (2) 種目別大会プログラムは、専門部で作成し、参加校に配付する。
- (3) プログラムの表紙に記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 正式大会名 (2) 開催期日・曜日 (3) 会場名
 - (4) 主催・共催名 (5) 主管名
- (4) プログラムに記載する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 大会役員名 (2) 競技役員名 (3) 補助役員(高校名と人数)
 - (4) 過去の成績一覧 (5) その他
- (5) プログラムに商業広告を掲載する必要がある場合は、専門部長の承認を必要とする。

12 大会記録報告

- (1) 大会期間中の記録報告は、定められた方法で連絡する。
- (2) 大会終了後5日以内に報告書を作成し、高体連事務局へ送付する。

※ 備 考

- ・ 県高等学校新人体育大会は県高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。
- ・ 競技役員の委嘱等について
 - 1) 競技役員編成は専門部で決定する。
 - 2) 種目別大会に参加する高等学校の教職員に委嘱することを原則とする。
 - (ア) 救護係については別途定める。
 - 3) 種目別大会に参加する高等学校教職員以外の者(以下外部役員とする)に委嘱する必要がある場合は、専門部長の承認を必要とする。
 - 4) 外部役員を委嘱する場合は、次のとおりとする。
 - (ア) 加盟校の教職員を委嘱する場合は、所属学校長および本人の承諾を得て

委嘱する。

(イ) 県種目別競技団体関係者の場合は、所属長および本人の承諾を得て委嘱する。

5) 加盟校教職員で生徒を引率しない競技役員の旅費は、県高体連がその一部を負担する。

6) 県種目別競技団体関係者の旅費は、大会運営費より、支給する。

7) 補助役員は、本大会に参加する高等学校の部員に委嘱することを原則とする。